

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

令和5年7月18日公表

桑名市

女性の職業生活における女性の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を以下のとおり公表します。

	項目	現状	備考
1	新規採用者数に占める女性の割合	別表1	R5年度採用
2	採用試験の受験者の総数に占める女性の割合	別表2	R5年度採用
3	職員の女性割合	別表3	R5.4.1時点
4	継続勤務年数の男女差	男性 18.8年 女性 14.3年	R5.4.1時点
5	男女別の育児休業取得率	男性 24.2% 女性 100%	R4年度実績
6	男性の育児参加休暇等取得率	87.9%	R4年度実績
7	超過勤務の状況 (1人当たりの時間外勤務時間数)	7.6時間/月	R4年度実績
8	年次有給休暇等取得率 (1人当たりの取得日数)	11.0日/年	R5年度勤務条件等調査より (R4.1.1~R4.12.31)
9	管理職の女性割合	23.4%	R5.4.1時点
10	各役職段階の職員の女性割合	部長・次長級 9.3% 課長級 27.0% 課長補佐級 20.2% 係長級 43.9%	R5.4.1時点

【別表 1】

新規採用者数に占める女性の割合（R 5年度採用）

職種	採用者数	内女性	女性比率
事務職	16	9	56.3%
社会福祉士	1	0	0%
技術職（土木）	3	0	0%
技術職（建築）	1	1	100.0%
技術職（電気）	2	1	50.0%
保育教育職	6	6	100.0%
消防職	5	1	20.0%
事務職（任期付）	1	1	100.0%
合計	35	19	54.3%

【別表 2】

採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（R 5年度採用）

職種	受験者数	内女性	女性比率
事務職	379	188	49.6%
社会福祉士	6	2	33.3%
技術職（土木）	17	0	0%
技術職（建築）	7	4	57.1%
技術職（電気）	2	1	50.0%
保育教育職	45	42	93.3%
消防職	14	1	7.1%
事務職（任期付）	7	5	71.4%
合計	477	243	50.9%

【別表 3】

職員の女性割合（R 5. 4. 1 現在）

職種	職員数	内女性	女性比率
事務職	4 4 7	1 7 3	3 8. 7 %
技術職	1 4 6	1 8	1 2. 3 %
医療職	3 0	2 9	9 6. 7 %
看護師	4	4	1 0 0. 0 %
社会福祉士	1 5	9	6 0. 0 %
保育職	1 1 5	1 1 1	9 6. 5 %
教員職	5 5	3 4	6 1. 8 %
消防職	2 5 4	7	2. 8 %
技能労務職	3 3	1 4	4 2. 4 %
弁護士	1	0	0 %
防災専門監	1	0	0 %
危機管理監	1	0	0 %
弁護士（任期付短時間）	1	1	1 0 0. 0 %
再任用短時間	2 9	1 2	4 1. 4 %
会計年度任用職員	7 0 4	5 9 3	8 4. 2 %
合計	1, 8 3 6	1, 0 0 5	5 4. 7 %

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桑名市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	63.0%
全職員	51.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.1%
本庁課長相当職	94.9%
本庁課長補佐相当職	94.9%
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.6%
31～35年	94.0%
26～30年	94.1%
21～25年	89.5%
16～20年	83.2%
11～15年	87.0%
6～10年	90.6%
1～5年	96.4%

【説明欄】

- パートタイム会計年度任用職員、再任用短時間職員等は、正規職員より給与水準が低く、当該職員が含まれる「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に占める女性の割合が79%と高い。
- 「すべての職員」に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合」は男性が20.4%と低いのにに対し、女性は65.8%と高くなっている。
- 扶養手当、住居手当等については、被支給者の男女比が、男性の方が高いため、男女の給与の差異が生じる要因のひとつとなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。